

3 申請・届出様式

所要手続（様式）	手続を必要とする時期等	備考（根拠）
(1) 定款変更認可申請書	定款の記載事項を変更する必要がある場合は、事前に申請すること。（定款変更届で対応できるものを除く。）	2部 社会福祉法第45条の36第2項
(2) 定款変更届	事務所の所在地変更、基本財産の増加及び公告方法の変更により定款を変更した場合は、遅滞なく届け出ること。（(1)と併せて行う場合、(1)により申請すること）	2部 社会福祉法第45条の36第4項
(3) 基本財産処分承認申請書	基本財産である土地、建物等の売却又は、賃借権の設定等の権利設定等、これらの財産価値に変動をきたす行為を行おうとする場合、事前に所轄庁に申請し、承認を受けること。	2部 社会福祉法第45条の13第4項 定款（基本財産の処分） ※建替えのためのとりこわし等についても必要です。（ただし、国庫補助等による老朽社会福祉施設改築の場合は基本財産処分承認申請は不要。） 定款変更についてもあわせて手続きすること。
(4) 基本財産担保提供承認申請書	基本財産である土地、建物等を担保に供しようとするとき（独立行政法人福祉医療機構借入れを除く。）は、事前に所轄庁に申請し、承認を受けること。	2部 社会福祉法第45条の13第4項 定款（基本財産の処分）
(5) 合併認可申請書 （吸収合併・新設合併）	2以上の社会福祉法人が合併しようとする場合、事前に申請すること。	2部 社会福祉法第50条第3項 社会福祉法第54条の6第2項
(6) 解散認可（認定）申請書	目的達成等のため、解散しようとする場合、事前に申請すること。	2部 社会福祉法第46条第2項